

『雲南市文化財調査研究報告』第 1 集 抜刷
雲南市教育委員会 2025 年 3 月

19 世紀における吉田町の様相

— 嘉永 2 年 (1849) 「飯石郡吉田町図面」及び「図面目録」を中心に —

鳥 谷 智 文

19 世紀における吉田町の様相

— 嘉永 2 年（1849）「飯石郡吉田町図面」及び「図面目錄」を中心に —

鳥 谷 智 文

はじめに

雲南市の山間部に位置する吉田町は、古くから田部家を中心に町並みが形成されてきた。吉田町の町並みについては、昭和期の調査による図面は存在するが⁽¹⁾、それより以前の絵地図などについてはこれまで目にすることがなかった。近年、嘉永 2 年（1849）の「吉田町図面」（若槻屋文書、a-68-5～7、公益財団法人鉄の歴史村地域振興事業団寄託。以下若槻屋文書は全て前述の寄託史料である。）が発見され、『雲南のたたね文化』⁽²⁾においてその一端を紹介した。

本稿では、前期「吉田町図面」を紹介するとともに、それに付随して作成された史料①「嘉永貳酉八月飯石郡吉田町図面目錄 目代元兵衛」、史料②「嘉永貳酉八月飯石郡吉田町図面目錄 目代元兵衛控」、史料③「嘉永貳酉八月飯石郡吉田町図面目錄 目代元兵衛 認直シ不用」、史料④「嘉永貳年西九月飯石郡吉田町屋敷間数人別名前書出帳」（史料①～④、若槻屋文書、a-68-1～4）の分析を通して近世後期の吉田町の町並みについて特徴を述べたい⁽³⁾。

1. 嘉永期における吉田の町並み

嘉永 2 年（1849）の「吉田町図面」を図 1 に示した。また、図 1 の史料について翻刻したものを図 2 に示した。

図 1、2 によると、吉田町は、南西から北西に向けて細長く立地しており、メインストリートである本町の他に、上町、新町、川原町とあった。北からそれぞれの町並みについてその特徴を示す。



図 1 嘉永 2 年（1849）「飯石郡吉田町図面」（若槻屋文書 a-68-5、（公財）鉄の歴史村地域振興事業団寄託）



図2 嘉永2年（1849）翻刻「飯石郡吉田町図面」（若槻屋文書 a-68-5～7、（公財）鉄の歴史村地域振興事業団寄託）

表1 嘉永2年（1849）吉田町各町別建物

町名	長さ (間)	横 (間)	屋敷数 (軒)	内明屋敷 (軒)	家数 (世帯)	内明家 (世帯)	土蔵 (軒)	納屋 (軒)	その他
上町	30	1.5	12	2	11	0	0	0	十王堂1軒
本町	154	2.5	47	4	51	1	3	0	小路5ヶ所、長寿寺馬場道1ヶ所、土蔵通い道1ヶ所、制札場1ヶ所
新町	46	2	10	1	22	3	1	0	
川原町	66	1.5	21	3	25	4	2	2	
合計			90	10	109	8	6	2	

出典：史料①、②、③

2. 上町の町並み

まず、上町は、本町から北西に伸びる通りにあり、表1によると、長さ30間、横1.5間とあり、他の町と比較して最も狭い面積となっている⁽⁴⁾。よって屋敷数12軒（その内明屋敷2軒）、家数11世帯と最も少数であった。また、本町通りを登り切って三叉路の一角に十王堂があった。現在、十王堂はその地に無く、空き地になっている。

表2は、上町における屋敷ごとの間口、世帯主間口などの情報を示した。表2によると、世帯主は11名、明屋敷が2軒あった。間口は、狭いところで4間5尺、広いところで11間あった。入は3～7間であった。長屋は、間口7間・入7間の1軒のみで、2世帯が居住し、1世帯平均3.5間の間口となっていた。

3. 本町の町並み

次に本町は、南西から北東に伸びる吉田町のメインストリートで、表1によると、嘉永2年（1849）には、長さ154間、横2.5間と最も広い面積を有しており、屋敷数47軒（その内明屋敷4軒）、家数は51世帯（その内明家1世帯）と他の町と比較して最も多い。

表3によると本町の中で田部家の屋敷（本屋敷）は、間口39間・入35間と圧倒的に大きい。同家の屋敷の対面で、本町通りから北西にのびる「土蔵通い道」の両脇には同家の土蔵が建っていた。その構図は現在も変わっていない。土蔵は、間口5間・入5間1棟、間口13間・入5間1棟、間口10間・入

表2 嘉永2年(1849) 吉田町上町建物等

番号	屋敷番号	屋敷内番号	間口(間)	入(間)	世帯主等	備考
1	1		5	5	明屋敷	
2	2		2	3	三五(三五郎)	
3	3		4	3	政太	
4	4		6	7	久蔵	久蔵方十四迄入七間
5	5		4.5	7	藤次	
6	6		4	7	定七	
7	7		4.5	7	藤蔵	
8	8	1	7	7	幸三	
9		2			十四(重四)	
10	9		5	4	禎平	禎平方熊蔵迄入四間
11	10		5	4	明屋敷	
12	11		4	4	弁蔵	
13	12		11	4	熊蔵	
14	13		6尺4寸	3尺	十王堂	

出典：史料①、②、③、④

12間1棟の合計3棟が記載されている。

南西側の土蔵の下は、嘉永2年段階では田部家の明屋敷となっていた。現在建っている嘉永蔵、正平蔵は、嘉永2年(1849)以降建てられたものということになろう⁽⁵⁾。

他の屋敷では、間口は4～7間、入は8～17間であり、他の町と比較しても屋敷面積が最も大きい。

長屋は6棟あり、間口6.5間・入10間1棟の長屋は、3世帯で利用していた。この長屋の1世帯の平均間口は2.17間である。間口10間・入16.5間の長屋1棟も3世帯で利用していた。この長屋の1世帯平均間口は3.33間となり、前者の長屋より長い。間口6間・入12.5間の長屋1棟、間口6間・入20間の長屋1棟もあり、どちらも2世帯で利用している。これらの長屋の1世帯平均間口は3間となる。間口4間・入10間の長屋も1棟あり2世帯で利用し、長屋の1世帯平均間口は2間であった。最後に間口7間・入35間の長屋1棟があり、2世帯で利用していた。この長屋の1世帯平均間口は3.5間となり、比較的広い。

また、図2にみえるように、本町には5つの小路、長壽寺馬場、西福寺馬場、制札場があった。本町通りから枝分れしている小路は、近代以降においてはそれぞれ小路に隣接した吉田町でも特徴のある家の屋敷や寺の名がついている。坂根屋小路、若槻屋小路、古寺小路、西福寺小路、常松小路である⁽⁶⁾。

以後、小路の名がついた家、寺についてその特徴を述べ、本町に居住する人の特徴の一端を述べたい。

まず、坂根屋小路であるが、その隣は吉田村のみならず近隣村の庄屋を代々勤めた坂根屋卯助の屋敷がある。間口8.5間・入31間と田部家の次に大きい屋敷である。坂根屋の当主で渡部卯助については、「髭題目碑」があり、碑に刻まれている字句は以下の通りである。

史料①

(表)

享和元

南妙法蓮華經

辛酉

(横)

(裏)

大黒

荒神

稻荷

吉田町坂根屋

渡部卯助

御上々被為仰付同〔 〕□迄^(カ)
不殘成就仕、依生涯御糶美
御米頂戴仕
一宮ノ前新田卯助開□田附置

史料①によると、享和元年（1801）、坂根屋渡部卯助が梅木の新田開発を進めたことで生涯にわたって「生涯御糶美御米」を下賜されていることがわかる⁽⁷⁾。渡部卯助の活動の一つとしてあげられよう。

また、若槻屋小路に隣接する若槻屋六右衛門の屋敷は、間口7間・入21間とあり、坂根屋に次いで広い面積を有している。現在、若槻家旧宅が通りに面して現存している。若槻屋は幕末から明治期にかけて多くの田畑・山林を所有していた。また、座株も、室座1軒、紺屋座1軒、小鍛冶座1軒、合計3軒所有していた。このうち、室座は、嘉永6年（1853）、坂根屋渡部卯助から購入したものである⁽⁸⁾。室座は、文久2年（1862）、掛合村新屋敷清太郎へ2年間懸け渡している⁽⁹⁾。また、小鍛冶座は、嘉永3年（1850）、藤次へ3年間懸け渡し⁽¹⁰⁾、嘉永7年（1854）、木次町八日市傳次郎へ2年間懸け渡し⁽¹¹⁾、安政2年（1855）には大原郡猪尾村（現：島根県雲南市加茂町）東鍛冶屋嘉藏へ3年間懸け渡している⁽¹²⁾。

このように、若槻屋は、近世末において、室、小鍛冶を直接経営しているわけではなく、他の業者に座株を貸し渡して、その懸銭で利益を得ている。

若槻屋の屋敷地については、以下の史料がある。

史料②

自分屋敷裏地続手狭ニ付田部氏の譲受証文之事
畑高五合 吉田村
木下免之内

此境二方共自分畑続

懸銭此詰畝六歩三厘

右者貴殿方屋敷続所望之土地ニ候処、右之場所売地替地ニ茂難相成候処、貴殿方格別入魂相立訳を以無代銭ニメ譲渡之處相違無之候、然上者当未納の御年貢諸役目等ニ至迄、貴殿の被相勤候而、永く子孫へ可被伝候、此方子々孫々ニ至迄少茂申分無之為後年譲証文仍如件

安政六未六月 五人組甚助
年寄信市
庄屋元兵衛
譲主
田部長右衛門

若槻屋

元兵衛

自分覚

（図面あり）

此地譲受持来庭之内裏地右譲受之土地田部畑平ラ之処、自分屋平ラ高石垣ニメ埋上ヶ此諸入用銭五拾貳貫百八拾文

但委細後年受合留ニ有此处略ス

出典：「永代諸家督改帳」（若槻屋文書 a-1、（公財）鉄の歴史村地域振興事業団寄託）

史料②によると、若槻屋元兵衛は、安政6年(1859)6月、自分の屋敷の裏が手狭になったので、屋敷裏手の「畑高五合」分を田部家から「無代銭」で譲り受けている。譲渡された畑と、もともとの若槻屋の屋敷地の高さを揃えるため、銭52貫180文をかけて石垣を積み、埋め上げられた。恐らくこの造成地の上に屋敷等が増設されたのであろう。

房蔵他2名の居住する長屋と五平の屋敷の間にある小路は、古寺小路と呼ばれており、この小路に面してもと天文14年(1545)創建とされる真言宗長壽寺があったところであった。長壽寺は無住となっていたが、禅宗に改宗し、字上蔵の大島助八居住家宅を購入し、長壽寺馬場の小路を登った先、本町の北西に移転して現在にいたっている⁽¹³⁾。

定市の屋敷と伊七の屋敷の間にある西福寺馬場(小路)は、西福寺にちなんでつけられている。西福寺は、西福寺馬場の小路を登った先、本町の北西、長壽寺の上にあった。西福寺は、掛合村日倉山に城を構えた多賀與四郎が落城した際、家族とも菅谷で死亡したといわれ、その親族が菅谷に真宗の小庵を建てたのが始まりで、その後「吉田町上み上り奥山尻」に移転し西福寺と称した⁽¹⁴⁾。

常松恭庵の屋敷に隣接している小路は、代々医師であった常松家にちなんで常松小路と名付けられている。常松家は小路に面して建っており、間口8間・入17間となっており、本町の中でも大きな間取りである。同家は町医者で、系図、医術については梶谷光弘氏の詳細な分析がある⁽¹⁵⁾。常松家の居宅は、現在鉄の歴史博物館として活

表3 嘉永2年(1849)吉田町本町建物等

番号	屋敷番号	屋敷内番号	間口(間)	入(間)	世帯主等	備考
1	1	1	4	10	政助	政助と房蔵迄入十間
2		2			廣太	
3	2		4	10	紋兵衛	
4	3		5	10	政市	
5	4	1	6.5	10	滝蔵	
6		2			徳次	
7		3			房蔵	
8	5		1間2尺		小路	
9	6			3	忠蔵	
10	7			12.5	五平	五平と豊助迄入十貳間半
11	8			12.5	栄八	
12	9	1	6	12.5	権四	
13		2			友蔵	
14	10		3	12.5	嶋屋柳三	
15	11		3	12.5	豊太・為之助	
16	12		4	12.5	御崎屋源助	
17	13		5	12.5	岩見屋豊助	
18	14		1		小路	
19	15		7	21	若槻屋六右衛門	六右衛門と藤七迄入廿一間
20	16		6	21	儀平	
21	17		2.5	21	海老屋龜市	
22	18		6	21	海老屋藤七	
23	19		7尺8寸	3尺6寸	御制札場	
24	20			1	小路	
25	21		8.5	31	坂根屋卯助	
26	22	1	7	35	明家	
27		2			穴道屋勘蔵	
28	23		39	35	田部長右衛門	
29	24		6	20	中野屋権市	
30	25		4	18	中野屋喜作	
31	26		16	19	田部長右衛門明屋敷	
32	27		5	5	田部長右衛門土蔵	
33	28		13	5	田部長右衛門土蔵	
34	29		5		土蔵通ひ	
35	30		10	12	田部長右衛門土蔵	
36	31		1		小路	
37	32		6	16.5	渡部純道(医者)	純道と嘉七迄入十六間半
38	33		6	16.5	下綿屋傳右衛門	
39	34		6	16.5	傳右衛門明屋敷	
40	35	1	10	16.5	元三	
41		2			菊屋真兵衛	
42		3			岩田屋泰助	
43	36		9.5	16.5	本村屋莊一郎	
44	37		6	16.5	中嶋屋嘉七	
45	38		1間5寸		長寿寺馬場	
46	39		3.5	17	大嶋屋徳太	徳太と泰庵迄入十七間
47	40		3.5	17	松蔵	
48	41		3.5	17	岩田屋林三	
49	42		4.5	17	鍛冶屋夫助(武助)	
50	43		4	17	由助・よき	
51	44		8	17	常松恭庵(医者)	
52	45		4尺		小路	
53	46		3	20	案田屋信四	信四と伊七迄入廿間
54	47		2.5	20	親太	
55	48	1	6	20	為八	
56		2			廣蔵	
57	49		3	20	伊七	
58	50		3	4	周兵衛	
59	51		10	4	明屋敷	
60	52		6	3	いと	
61	53		4	3	愛助	
62	54		6	4	明屋敷	
63	55		4	4	太助	
64	56		4.5	8	定市・いち	定市と市兵衛迄入八間
65	57		2.5	8	栄三	
66	58		3.5	8	市兵衛	

出典：史料①、②、③、④

註：図1・2に記載がある「西福寺馬場」は、本表出典史料には記載が無い。

用されている⁽¹⁶⁾。

また、本町の一面に田部家の手代も屋敷を構えている。例えば長壽寺馬場に隣接する中嶋屋嘉七家である。間口6間・入16.5間と本町でも比較的大きい間取りである。中嶋屋は内藤家であり、もともと白石村に本拠を構えていた家で、嘉七の代に田部家の手代となり、番頭格となった。次代の甚平は幕末～明治初期にかけて番頭を勤め、会計や吉田町火災の対応などに対応している⁽¹⁷⁾。

田部長右衛門の居宅の下には吉田町目代、吉田村その周辺村々の庄屋、年寄を勤めた中野屋（堀江家）の屋敷が2軒並んでいる⁽¹⁸⁾。本家と考えられる権市の屋敷が間口6間・入20間、喜作の屋敷が間口4間・入18間であった。近代以降は1軒となるが同地に家屋があった⁽¹⁹⁾。現在その家屋は（株）田部たたら里吉田事務所となっている。

また、田部家土蔵群の上には、昭和18年（1943）2月まで田部家の家庭医であった渡部家（花屋）の屋敷がみえる⁽²⁰⁾。表3によると間口6間・入16.5間であった。

4. 新町の町並み

新町は、表1にみえるように、長さ46間、横2間で屋敷数10軒（その内明屋敷1軒）、家数22世帯（その内明家3世帯）であった。

表4にその詳細を示した。表4によると、長屋が5棟と多いことがわかる。間口16間・入9間の長屋は、6世帯入っており、均等にすると1世帯の間口は2.67間ほどであった。他に間口6間・入9間の長屋が2棟建っており、1棟3世帯で利用している。また、間口8間・入4間の長屋も1棟あり、4世帯が利用していた。間口4間・入4間の長屋も1棟あり、2世帯が利用している。これらの長屋は、1世帯2間ほどとなる。

新町には吉田町の入口にあたる間口4.5軒・入9間の田部家の土蔵があった。新町の通りの対面、田部家明屋敷の下にあった間口6.5間・入4間の屋敷は、「大東屋徳兵衛」と記載がある。この屋敷は田部家の手代井上家であると推測される⁽²¹⁾。本町と同様、新町も田部家手代が居住する地域であった。

嘉永期に徳兵衛の屋敷であった空間は、その後隣接する屋敷を巻き込んで長屋となり、昭和の時代には2階建てで田部家手代の居住する空間となっており、現在もそのまま残されている。この長屋が2階建となったのは昭和11年（1936）であった。詳細は以下の史料からわかる。

史料③

手代借家モ追々欠乏ヲ告ケ候折柄、現在新町ニテ井上善次郎、加藤滝三郎居住借家モ追々舊朽致候ニ付キ、今回之ヲ式階建四軒長屋ニ改築スルヲ致し、昭和十年十月一日受負契約ニ付シ、十一年四月二日ヨリ着手、八月廿三日竣工、経費左ニ

合計金八千八百四拾壹円参拾六銭

内訳

金拾円 十一年一月廿八日手斧始酒肴料

（中略…表5参照）

同壹円

地鎮祭御初穂

ノ

出典：「（新町手代借家式階建四軒長屋改築ニ付諸費用書出）」（「大正十五年旧記」田部家文書、中32-1-2、個人所蔵）

史料③によると、当時は手代の借家が欠乏するような折柄で、現在新町で井上善次郎、加藤滝三郎が居住する借家も旧く朽ちているので、今回これを2階建の4軒長屋に改築することにし、昭和10年(1935)10月1日、請負契約を行い、翌年1月28日手斧始、4月2日より改築に着手、8月23日に竣工した。

表5に改築経費の内訳を示した。表5によると、総工費8841円36銭であり、その内訳は手斧始、上棟式、地鎮祭、竣工等の行事費用、板敷、粉など部品費、実際の工事費等10項目となっていた。その中で岡田好右の建築費が7116円95銭と全体の80.5%を占め、次いで基礎工事費614円10銭と約7%

表4 嘉永2年(1849)吉田町新町建物等

番号	屋敷番号	屋敷内番号	間口	入間	世帯主等	備考
1	1		4.5	9	田部長右衛門土蔵	土蔵方林五迄入九間
2	2	1	16	9	助六	
3		2			清八	
4		3			亀蔵	
5		4			定兵衛	
6		5			槇蔵	
7		6			傳太	
8	3		4	9	丹三	
9	4	1	6	9	菊蔵	
10		2			亀三	
11		3			喜七	
12	5	1	6	9	明家	
13		2			助次	
14		3			茂蔵	
15	6		4.5	9	林五	
16	7		2.5	2	明屋敷	
17	8	1	8	4	伴兵衛	伴兵衛方徳兵衛迄入四間
18		2			明家	
19		3			和三郎	
20		4			よし	
21	9		4	4	忠六	
22	10	1	4	4	佐蔵	
23		2			明家	
24	11		6.5	4	大東屋徳兵衛	

出典：史料①、②、③、④

表5 昭和11年(1936)新町二階四軒長屋改築経費内訳

番号	金額(円.銭)	割合(%)	内訳
1	10.00	0.11	昭和11年1月28日手斧始酒肴料
2	614.10	6.95	基礎工事費
3	51.25	0.58	上棟式入用酒肴料35円、祝儀15円、請負2人へ50銭宛、合計1円、白餅5ツ5銭宛、合計25銭
4	35.00	0.40	竣工に際し職人へ酒肴料
5	7116.95	80.50	建築費、岡田好右へ払う
6	12.00	0.14	電灯取付料
7	337.92	3.82	現品渡しの材料代金
8	513.14	5.80	板敷替え11間4歩1厘代金
9	150.00	1.70	粉(曾木)150束代金
10	1.00	0.01	地鎮祭初穂料
合計	8841.36	100.00	—

出典：「(新町手代借家式階建四軒長屋改築二付諸費用書出)」(「大正十五年旧記」、田部家文書、中32-1-2、個人所蔵)

であった。この改築は、枋葺きとし、板敷を替え、電灯が取り付けられたことがわかる。

ちなみに新町を通り抜けると、山裾に田部家の菩提寺である圓壽寺、桂昌庵がある。

5. 川原町の町並み

表1によると、川原町は、長さ66間、横1.5間で、本町に次いで大きい。屋敷数も21軒（その内明屋敷3軒）、家数は25世帯（その内明家4世帯）であった。その詳細は、表6に示した。川原町の家々は、間口2.5～7間・入3～5間であった。他の町と比較すると入が短い。長屋も5棟あった。規模の大きいものでは間口8間・入5間の長屋が1棟あり、4世帯が入っている。他に間口4間・入5間の長屋も1棟あり、2世帯が利用できるようになっている。これらの長屋の1世帯平均間口は2間であった。また、間口6間・入3間の長屋が1棟あり、2世帯が利用している、間口6間・入5間の長屋1棟も2世帯が入る長屋であった。これらの長屋の1世帯平均間口は3間となる。間口5間・入4間の長屋も1棟あったが、この長屋も2世帯での利用であった。1世帯平均間口は2.5軒であった。

表6 嘉永2年(1849) 吉田町川原町建物等

番号	屋敷番号	屋敷内番号	間口	入間	世帯主等	備考
1	1	1	6	3	和蔵	
2		2			ふさ	
3	2		6	3	辰平	
4	3		3	4	平蔵	
5	4		5	5	八十八	
6	5		5	4	庄次	
7	6		4	3	政之助	
8	7	1	8	5	保助	保助と権七迄入五間
9		2			夫蔵	
10		3			明家	
11		4			門蔵	
12	8	1	4	5	明家	
13		2			明家	
14	9	1	6	5	定助	
15		2			儀助	
16	10		2.5	5	与四郎	
17	11		3	5	明屋敷	
18	12		3	5	直兵衛	
19	13		5	5	権七	
20	14		7	7	吉田屋周蔵	
21	15		7	7	明屋敷	
22	16		3.5	3	明家	
23	17	1	5	4	佐平	
24		2			真四郎	
25	18		7	4	湯西屋所右衛門	
26	19		4	4	喜代太	喜代太と権七土蔵迄入四間
27	20		7	4	増田屋良兵衛	
28	21		2	4	定助土蔵	
29	22		2.5	4	儀助納屋	
30	23		3	4	明屋敷	
31	24		4	4	直兵衛納屋	
32	25		2.5	4	権七土蔵	

出典：史料①、②、③、④

6. 吉田の町並みから移動した神社

上町から山を登っていくと内潟八幡宮跡地がある。内潟八幡宮は、誉田別天皇（応神天皇）を祭神とし、もともと字内潟（現：田部家本宅付近）に鎮座していた。田部家所持の土地となった後、長壽寺境内（若槻屋小路の上の屋敷続き後ろの縁り、現在の古寺付近）に移転した。その後、文化・文政期頃、町の上で往還の端、小丸山大家家所持の山林で吉田町の丑寅の方位に当たるところへ移転した。町内の鎮守である⁽²²⁾。現在は、兎比神社へ合祀されている。

明治元年（1868）10月、内潟八幡宮の御宮上葺・鳥居が再建された。再建について、次の史料が注目される。

史料④

明治元辰十月内潟八幡宮御宮上葺并鳥居再建本迁宮・外迁宮共諸入用割合左之通

明治元辰暮切改

一錢貳百八拾八貫八百三拾六文（黒印）

（中略…表7参照）

辰暮切改

一錢八貫文

吉田町目代太兵衛取替メ高辰暮切萬算用帳付込座差引二入を以

但、人夫拾六人賃錢壹人二付五百文宛を以如此

元合ニメ

（後略…表8参照）

出典：「元治二年旧記」（田部家文書、右下3-84、個人所蔵）

史料④によると、御宮上葺・鳥居再建とともに遷宮が行われている。そこには様々な費用がかかっており、それを表7に示した。

表7によれば、この時の費用総額は、331貫423文であった。費用の内訳は、宮大工・大工・木挽・人夫など人件費が205貫965文で、全体の62.1%を占めている。木炭・薪・曾木・鉄釘・縄板など物にかかる費用が61貫858文で、全体の18.7%であった。また、遷宮等行事に関わる費用が63貫600文で、全体の19.2%であった。

表8によると、この費用額を田部家が165貫711文で全体の50%、後の半分を吉田町、吉田村がそれぞれ82貫856文ずつで、両地域とも全体の25%の割合で拠出している。すなわち、内潟八幡宮のような町内全体の鎮守は、田部家を中心に吉田の町・村で相応に割り当てられている。

元内潟八幡宮跡地の境内に、石造りの社殿が現存する。恵比寿神社の祠である。祭神は積羽八重事代主命で、もともと本町海老屋の角、当時の役場の掲示場となっている場所に鎮座していた⁽²³⁾。明治40年（1907）、兎比神社に合祀されたとされるが⁽²⁴⁾、昭和8年（1933）には内潟八幡宮境内に祠が建設されており⁽²⁵⁾、その時の社殿が現存している。現在は兎比神社へ合祀されており、祠のみが残っている。

恵比寿神社については、次の史料があげられる。

史料⑤

明治貳巳年

吉田町恵美須神石宮拵直し諸入用并町中割合左之通

一御宮并ニ台共都而めかげ石を以

但、御宮笠中磨并胴下地之通中磨ニメ、台ハ荒打ニメ

此石工手間賃八拾五貫文 渡切

外ニ

石燈籠 めかげ石ヲ以

但、火袋きほし丈ヶ除キ

此石工手間賃拾五貫文 渡切

石工賃ノ百貫文

(中略…表 9 参照)

惣ノ百貳拾四貫八百九拾五文

此出錢割合

五拾貫文 田部

明治貳巳五月七日一切払ニ遣、此処勘定ニ不拘事

(後略…表 10 参照)

出典：「元治二年旧記」(田部家文書、右下 3-84、個人所蔵)

史料⑤によると、明治 2 年(1869) 5 月、石宮を拵え直す際、御宮・台ともにすべて「めかげ石(御影石)」で製作することになった。御宮の笠・胴下は中磨、台は荒打にした。石工の手間賃は錢 85 貫文かかった。石燈籠も、火袋・「きほし(擬宝珠)」を除き、「めかげ石(御影石)」で製作した。この石工手間賃は 15 貫文かかった。拵え直しの総費用は 124 貫 895 文かかったが、その内訳を表 9 に示した。表 9 によると宮と燈籠を製作する石工の人件費が 100 貫目で、全体の 80.1%を占めていた。石工も含め人件費は 114 貫 379 文であり、全体の 91.6%もあった。板・釘・縄などの費用は、3 貫 501 文で 2.8%、初穂代などの行事に関する費用は、7 貫 15 文で 5.6%ほどであった。このように、今回の場合は人件費がほとんどを占めている。

この費用は誰がどのように負担したのであろうか。表 10 によると、田部家は 50 貫文で、全体の 40%であった。次いで備錢を含めると坂根屋渡部卯助が 29 貫 300 文となり、全体の 23.4%であった。次いで下綿屋の 11 貫 700 目(9.4%)、若槻屋、本紺屋の 4 貫目(3.2%)であった。中野屋は 2 貫 700 文(2.2%)であった。医者である常松家、渡部家は 2 貫目(1.6%)であった。この時は、田部家を中心に、吉田町の多くの家が負担している。

しかし、この拵えは史料⑥にみえるように問題となり、拵え直しとなる。

史料⑥

明治二巳年

当巳九月吉田町恵美須神御宮めかげ石を以拵遷宮等相仕舞候所、右御宮下地ノ内法狭く相成、御神慮ニ不被為叶訳、二夜蒙御神夢候旨神主田辺土佐正ノ申越し候ニ付、市中頭分中寄合、示合見候所、夢とハ乍申、二夜同様の御神託其俣差置候而茂如何敷儀ニ付、此度来海石を以拵直し、諸入用并割合等左之通

明治二巳十二月廿六日

(中略…表 11 参照)

ノ

(黒印)・(黒印)

ノ 錢貳百廿三貫四百九拾九文

米八斗七升九合

此訳

(中略)

ノ 当家一分の寄附いたし候

明治三年暮切暮方雑用ニ入 (朱印)「内藤改」

出典：「(吉田町恵美須神御宮来海石を以持直し諸入用并割合等左之通)」(「元治二年旧記」田部家文書、右下 3-84、個人所蔵)

史料⑥によると、明治 2 年(1869)9 月、「めかげ石(御影石)」で持えた御宮は、下地より内法が狭く、御神慮に叶わないという御神夢を二夜蒙ったと神主田辺土佐正から申し出があった。そのため吉田

表 7 明治元年(1868)内瀧八幡宮遷宮上葺・鳥居再建・遷宮等に関わる費用の内訳

番号	銭(貫・文)	割合(%)	用途	分類
1	5.738	1.7	人夫賃扶持	人
2	65.959	19.9	大工手間・木挽手間・檜皮手間共入用賃扶持	人
3	0.302	0.1	大炭 3 貫 500 目・薪 10 貫目代銭を以	物
4	14.948	4.5	枅曾木 7 束 2 包たばね、裏板 600 間・貫板 10 包上目 3 間	物
5	8.618	2.6	鉄釘代	物
6	1.477	0.4	縄代	物
7	15.616	4.7	板代	物
8	16.000	4.8	外迁宮諸入用金、代宮家渡し	行事
9	3.750	1.1	諸職人への酒代	人
10	15.416	4.7	鳥居木棟木土蔵共入用梁木代、入用檜木代	物
11	0.675	0.2	職人へ遣し「とふ婦」・「いあをし」代	人
12	30.000	9.1	本迁宮式諸入用	行事
13	20.000	6.0	大工迁宮飾物手間賃共悉皆棟梁大工真市・佐平渡し物	人
14	15.261	4.6	宮大工上葺、鳥居再建願入用高、代宮家受取書引替相渡	人
15	3.188	1.0	苧代・島根表代・ろうそく代・綿布・畳糸代	物
16	71.888	21.7	2 石 1 斗 0 升 4 合、人夫賃扶持 5 斗 5 升、大工手間・木挽手間・檜皮手間扶持 1 石 3 斗 5 升 4 合、大工迁宮飾物手間賃共悉皆棟梁大工真市・佐平渡し物 2 斗	人
17	1.000	0.3	外迁宮の節庭受 2 人渡賃・ふち代銭	人
18	0.245	0.1	ろうそく 3 丁代	物
19	0.464	0.1	上葺願出萬工代利銭	人
20	6.750	2.0	上葺入用人夫并鳥居木大林より取済夫共 13 人 5 歩賃、扶持共 1 人 500 文	人
21	5.750	1.7	正迁宮前より後まで人夫 11 人 5 歩賃	人
22	0.730	0.2	夜番 2 人賃米 2 斗代	人
23	0.750	0.2	荒こも 6 枚・藁 10 包代	物
24	0.558	0.2	ろうそく 6 丁代	物
25	0.740	0.2	薪 30 貫目・大炭 4 貫目代	物
26	0.500	0.2	御飯領取こわし代宮家へ負賃	行事
27	2.500	0.8	代宮家へ示合ニ罷越手間并才料手間共中屋差次わたし	行事
28	14.600	4.4	米 4 斗、本迁宮諸入用代宮家へ渡切、庄屋愛三より渡す	行事
29	8.000	2.4	人夫 16 人賃銭、1 人に付 500 文宛	人
合計	331.423	100.0	—	—

出典：「明治元辰十月内瀧八幡宮御宮上葺并鳥居再建本迁宮・外迁宮共諸入用割合左之通」
(「元治二年旧記」田部家文書、右下 3-84、個人所蔵)

町の頭分で話し合いをしたところ、夢とは申しながら、二夜同様の御神託をそのままにしておいても如何なものかとの話になり、この度「来海石（来待石）」で拵え直すという事態となった。この際にかかった費用は錢 223 貫 499 文、米 8 斗 7 升 9 合であった。この費用内訳は表 11 に示した。この場合でも手

表 8 明治元年（1868）内潟八幡宮遷宮 上葺・鳥居再建・遷宮等に関わる費用の抛出

抛出者・町村名	金額（貫・文）	割合（％）	備考
田部家	165.711	50	
吉田町	82.856	25	目代太兵衛差引
吉田村	82.856	25	庄屋愛三差引
合計	331.423	100	

出典：「明治元辰十月内潟八幡宮御宮上葺并 鳥居再建本遷宮・外遷宮共諸入用割合左之通」
 （「元治二年旧記」田部家文書、右下 3-84、個人所蔵）

表 9 恵比寿神社遷宮費用出銭割合

番号	銭（貫・文）	割合（％）	用途	分類
1	85.000	68.1	御宮并二台共都而めかげ石石工手間賃	人
2	15.000	12.0	石燈籠めかげ石石工賃	人
3	1.500	1.2	屋根水色々渡し切之外為渡候手間賃如此	人
4	1.357	1.1	石工小屋入用縄明表藁代并取引入用紙代共 〆 高	物
5	1.834	1.5	御仮殿入用板釘浅縄代、御宮扇入用拵板代扇拵大工手間賃とも 〆 高	物
6	0.310	0.2	御紙神続古続代代宮家渡	物
7	1.550	1.2	此札拾匁、餅白壺升かゝみ二搗并町中軒別御祝米頂戴仕候二付、遷宮五貫文之外別段相頼、礼として見込如此代宮家へ上ル	行事
8	0.465	0.4	田部外頭分此大札頂戴類別段二付如此代宮家へ上ル	行事
9	5.000	4.0	遷宮諸入用御初穂代宮家わたし	行事
10	4.965	4.0	こまく入用夫賃并外遷宮入用板代こまく入用もの代	人
11	2.170	1.7	御宮石台之上へ取上ヶ候節、釣り上ヶ手間銭代 共伴四郎わたし	人
12	5.744	4.6	御宮前之壇石取附し受負并石工手間石垣直し 立戸共 〆 高	人
合計	124.895	100.0	—	—

出典：「吉田町恵美須神社石宮拵直し諸入用并町中割合左之通」（「元治二年旧記」田部家文書、右下 3-84、個人所蔵）

表 10 恵比寿神社遷宮費用出銭割合

出銭者	銭（貫・文）	割合（％）	備考
田部家	50.000	40.0	
備銭	26.000	20.8	渡部卯助寄附
下綿屋	11.700	9.4	
若槻屋	4.000	3.2	
本紺屋	4.000	3.2	
坂根屋	3.300	2.6	
海老屋	2.700	2.2	
中野屋	2.700	2.2	
常松家	2.000	1.6	
渡部家	2.000	1.6	
前坂根屋	2.000	1.6	
中廻り 18 人	13.950	11.2	1 人 775 文
その他	0.545	0.4	
合計	124.895	100.0	

出典：「吉田町恵美須神社石宮拵直し諸入用并町中割合左之通」
 （「元治二年旧記」田部家文書、右下 3-84、個人所蔵）

間賃、輸送費の割合が大きいことがわかる。人件費が 129 貫 917 文で、全体の 58.12%、来待石による石宮は、直江町の石工が拵えているが、石代と合わせて 77 貫 500 文とあり、全体の 34.68%、直江から栗谷、そして吉田までの輸送費が 15 貫 869 文で、全体の 7.1%であった。かすがい・鋳釘・釘等の物は

表 11 田部家恵比寿神社拵え直し費用の内訳

番号	銭(貫・文)	割合(%)	米(斗)	用途	分類
1	1.465	0.66	—	恵美須神石宮栗谷より取越候節、多久和村庄屋仁平方にて入用払 新田師藤次・栄三 146 文 内、札 2 匁・銭 1 貫 145 文	人
2	1.360	0.61	—	恵美須神御宮直江より取越し候節、猶又菅谷藤蔵方にて石屋又市泊り飯代・ わらし代・心付共藤蔵へ遣す	人
3	15.869	7.10	—	恵美須神御宮直江より操上り諸入用、その内 8 貫文：直江より栗谷まで運賃、 269 文：なわ合かた代留銭払、400 文：栗ノ木 1 本代、7 貫 200 文：栗谷よ り吉田まで遷送の節、添人 6 人任見を以	人・物
4	0.120	0.05	—	かすがい 2 本・鋳釘 12 本代	物
5	0.093	0.04	—	釘代	物
6	7.842	3.51	7.845	恵美須神御宮栗谷より吉田町まで取越し人夫 66 人役任見扶持	人
7	3.750	1.68	0.825	御宮戸并小真く入用職人手間 7 人 5 歩賃扶	人
8	0.000	0.00	0.120	御宮再建に付、宮取越し候節、石屋 1 人菅谷藤蔵方泊り飯代	人
9	41.800	18.70	—	恵美須神石宮台拵直し手間賃銭切坂本太五郎渡	人
10	77.500	34.68	—	恵美須神石宮拵賃石代其外共直江町石工政市目録前の内旦那より御渡に成る を以、去巳 10 月 17 日小元にて取替置候分	人・物
11	15.000	6.71	—	直江石工政市当町恵美須宮念入拵ひに付、心付ニして遣す	人
12	58.700	26.26	—	恵美須神社再建石宮拵ひ賃其外諸入用共直江町石屋政市目録前高 136 貫 200 文の内 77 貫 600 文相渡候分	人
合計	223.499	100.00	8.790	—	—

出典：「(吉田町恵美須神御宮来海石を以 拵直し諸入用并割合等左之通)」(「元治二年旧記」田部家文書、右下 3-84、個人所蔵)

表 12 田部家恵比寿神社拵え直し費用の拠出

拠出種類	備考
銭(貫・文)	30.499 明治 2 年暮切
	134.300 明治 3 年盆切
	58.700 明治 3 年暮切
米(斗)	8.790 明治 2 年暮切

出典：「(吉田町恵美須神御宮来海石を以 拵直し諸入用并割合等左之通)」(「元治二年旧記」田部家文書、右下 3-84、個人所蔵)

表 13 吉田町屋敷別間口(軒)

間口(間)	上町	本町	新町	川原町	合計
39	0	1	0	0	1
16	0	1	1	0	2
11	1	0	0	0	1
10	0	2	0	0	2
9.5	0	1	0	0	1
9	0	0	0	0	0
8.5	0	1	0	0	1
8	0	1	1	1	3
7.5	0	0	0	0	0
7	1	2	0	4	7
6.5	0	1	1	0	2
6	1	11	2	3	17
5.5	0	0	0	0	0
5	3	3	0	4	10
4.5	2	2	1	0	5
4	3	7	3	3	16
3.5	0	4	0	1	5
3	0	7	0	4	11
2.5	0	3	1	1	5
2	1	0	0	0	1
合計	12	47	10	21	90

出典：史料①、②、③

213 文 (0.09%) と僅かであった。

このような費用は、表 12 でみられるように、明治 2・3 年 (1869・70) の 2 年間にわたって田部家から出されている。この供出金額については、史料⑥にみえるように朱印で「内藤改」とあることから、当時番頭を勤めていた内藤 (中嶋屋) 甚平と考えられる。

ちなみに、この時に建設された元恵比寿神社は、現在、兎比神社境内の栗島神社の御宮となっている⁽²⁶⁾。

おわりに

嘉永 2 年 (1849)「飯石郡吉田町図面」及び「図面目録」を中心として、吉田町の特徴の一端を示した。

改めて吉田町の間口を表 13 でみると、田部家の間口 39 間が抜きんで大きい。町全体で最も多い間口は 6 間であり、17 軒あった。その内 11 軒は本町であった。次いで 4 間の間口で 16 軒、3 間の間口で 11 軒あった。いずれも本町が多かった。町域ごとにみると、上町では 12 軒中 4、4.5、5 間の間口が 8 軒と多かった。本町は 47 軒中 6 間の間口が 11 軒、4 間、3 間の間口がいずれも 7 軒となっている。新町は、10 軒中 4～4.5 間が 4 軒と多かった。川原町は 21 軒中 7 間、5 間、3 間の間口がいずれも 4 軒と多かった。

長屋の間口については、4～16 間と幅があった。吉田町で最も長い長屋は、新町にあった長屋で間口 16 間に 6 世帯が入っていた。1 世帯あたりの平均間口は 2～3.5 間で、吉田町の中では比較的短い間口ということになる。

本稿では、嘉永 2 年 (1849) の「飯石郡吉田町図面」及び「図面目録」を基軸に、吉田町の町並み、吉田町の人、寺社について、その一端を示してみた。また、当時吉田町に鎮座していた内湯八幡宮、恵比寿神社の再建について吉田町の人々の金銭面での関わりという点から考察を加えてみた。

近世における吉田町の絵図面が紹介できたことは意義のあることと考えられるが、絵図面に記載されている情報の全てを分析、考察できたわけではない。また、今回利用した絵図面などの史料は、景観地理学、建築史など多彩な分野からのアプローチが可能かと推察されるが、筆者の力量不足のため今後の課題とせざるを得ない。

牛歩ながら学際的な分析をもとに吉田町の特徴を家々、人々の側面から明らかにしていくことが必要と考えている。

[付記] 本稿は、鉄の歴史博物館第 1 回オンライン企画 (2022. 2. 22) においてネット配信した内容を中心にまとめたものである。本稿をまとめるにあたって田部長右衛門氏、常松眞里子氏、公益財団法人鉄の歴史村地域振興事業団には多大なご高配を賜りました。また、「飯石郡吉田町図面」の作図につきまして、影山邦人氏にお世話になりました。記して深くお礼申し上げます。

註

- (1) 『吉田村の歴史』財団法人鉄の歴史村地域振興事業団、pp.1-71、1993
- (2) 雲南市たたら文化伝道師認定制度検定マニュアル編集委員会編、雲南市たたらプロジェクト会議、pp.52-53、2022
- (3) 分析の対象となる史料が残された若槻屋は、幕末に吉田町目代を勤めた家である。よって、吉田町に関する史料が残されている。
- (4) 現在では、上町は本町の鉄の歴史博物館あたりより上の方を指しているようである。
- (5) 正平蔵は万延元年 (1860) の建立とされる。

- (6)「堀江氏世代履歴（明治35年（1902）5月調）」（複写）、堀江家文書、（公財）鉄の歴史村地域振興事業団所蔵には小路の名称が記載されている。
- (7) 渡部卯助の「髭題目碑」は、梅木の一段高くなっている丘の先に建っている。
- (8)「坂根屋卯助方所持之室座嘉永六丑所替より永代買受 永代売渡申室座証文之事」（「永代諸家督改帳」若槻屋文書 a-1、（公財）鉄の歴史村地域振興事業団寄託）。
- (9)「書入申室座懸り証文之事」若槻屋文書 a-11、（公財）鉄の歴史村地域振興事業団寄託。
- (10)「書入申小鍛冶座懸り議定証文之事」若槻屋文書 a-6、（公財）鉄の歴史村地域振興事業団寄託。
- (11)「書入申小鍛冶座懸り証文之事」若槻屋文書 a-5、a-55、（公財）鉄の歴史村地域振興事業団寄託。
- (12)「書入申小鍛冶座懸り証文之事」若槻屋文書 a-56、（公財）鉄の歴史村地域振興事業団寄託。
- (13) 前掲註6「堀江氏世代履歴（明治35年（1902）5月調）」（複写）。
- (14) 前掲註6「堀江氏世代履歴（明治35年（1902）5月調）」（複写）。西福寺の離れは、吉田町出身の彫刻家内藤伸（明治15年（1882）～昭和42年（1967））が昭和10年（1935）頃、別荘を建て、戦後疎開先として居住した建物である。内藤伸の作品や愛用品は、鉄の歴史博物館内の内藤伸記念室で約150点観覧することができる。
- (15) 梶谷光弘「在村医のオランダ医学修得について－松江藩飯石郡吉田村の常松謙斎（六代）を事例として」『菅谷たたら山内総合文化調査報告書』4、pp.79-104、2024。図面に記載されている常松恭庵は、安政6年（1859）7月26日に死没している。梶谷氏は、その次代謙斎について分析している。
- (16) 鉄の歴史博物館の展示1号館～たたらとその技法～では、たたら製鉄の歴史、製鉄技法、たたら道具、たたらに関わった人々の生活に関する資料など253点を展示し、昭和44年（1969）に日本鉄鋼協会が行ったたたら製鉄の記録映像「和鋼風土記」（日本鉄鋼協会、1969年）も放映されている。展示2号館～鉄山経営と鍛冶集団～では、鉄師田部家による鉄山経営の実態、鋼造り、大鍛冶、馬・人・船による流通、小鍛冶の技法などに関する資料が187点展示してある。
- (17) 内藤家は、嘉七以来、現在に至るまで田部家の屋台骨として支え続けている。
- (18) 前掲註6「堀江氏世代履歴（明治35年（1902）5月調）」（複写）による。本史料によると、「飯石郡吉田町図面」に記載のある中野屋権市は中野屋6代（堀江11代）で、吉田村年寄、民谷村庄屋、吉田町年寄、掛合村庄屋、民谷村庄屋を勤め、嘉永6年（1853）には「生涯木綿合羽御免」を下賜されている。
- (19) 前掲註1『吉田村の歴史』。
- (20)「昭和拾八年三月八日（花屋ヲ渡辺医院家庭医ノ制ヲ廃止シ、一般組合医ノ世話ヲ受クルヲニ付書付）」（「大正十五年旧記」田部家文書、中32-1-2、個人所蔵）。本史料によると、渡部家が田部家の家庭医を辞め、一般の人々の医療事業に転換したのは、昭和18年（1933）であったことがわかる。
- (21) 井上家も、内藤家と同様に現在まで連綿と田部家の経営を支えている。
- (22) 前掲註6「堀江氏世代履歴（明治35年（1902）5月調）」（複写）。
- (23) 小瀧遙編『吉田村誌資料』第1輯、愛郷会、p.10、1934。
- (24)『吉田村村誌資料』吉田村村誌編纂委員会、pp.344-345、1986。
- (25) 元内湯八幡宮跡地にある祠の台座の刻文による。
- (26) 前掲註24『吉田村村誌資料』p.345。

